大和ハウスグループのみなさまへ

商品内容のご説明

◆死亡保障・高度障がい保障

団体生命保険(団体定期保険)

新規加入・増額のおすすめ

3つの特徴

1年に1度の配当金も！

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。

2024年度配当還元率*：約71.0%

(保険期間：2023年10月1日～2024年9月30日)

＊年間払込保険料に対する配当金の割合
※上記は2024年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
※配当金のお受取りには一定の制限があります。

加入しやすい保険料

団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料です。

告知によるお申込み手続き

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

※告知に関しては「正しく告知いただくために」をご覧ください。

効力発生日と申込締切日

効力発生日	申込締切日
2025年10月1日	2025年7月31日(木)

お申込みは年１回です。

※募集時期以外での中途加入および、退職の場合等を除く保険期間中の脱退については、原則できませんのでご注意ください。

ご注意

当パンフレットには大和ハウス工業株式会社と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。
専用webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら

意向確認書
ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間１年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◆死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

□保障内容はニーズに合致していますか。
□ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

ご不明な点がございましたら右記のニッセイ団体保険コールセンターへお問合せください。

※お問合せの際には、団体名「大和ハウス工業株式会社」をお知らせください。

ニッセイ団体保険コールセンター
ＴＥＬ　0120-775-229(通話料無料)
【受付期間】2025年7月1日(火)～2025年7月31日(木)
【受付時間】月曜日～金曜日　９：００～１７：００(祝日を除く。)
※保険金請求方法に関しては、団体窓口へご確認ください。
※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただくことがございます。

大和ハウス工業株式会社　人事部

おすすめプランのご紹介

おすすめプラン

何に備えたいですか？

- 入社したので保険の加入を考えたい
- 結婚したから夫婦の備えを考えたい
- こどもが生まれたから保障額を見直したい
- 働き盛りの世代の万一に備えたい
- こどもが独立したから保障額を見直したい
- 退職後の収入を考え、保障額を見直したい

自分の人生に合わせて最適な保険に入りたい

※以下のおすすめプランは一例です。

	20代	30代		40代	50代
	入　社	結　婚	こども誕生	住宅購入	こどもの独立
	本人23歳の場合	本人28歳、配偶者27歳の場合	本人33歳、配偶者32歳、こども3歳の場合	本人43歳、配偶者42歳、こども13歳の場合	本人53歳、配偶者52歳の場合
本人	死亡保険金額(高度障がい保険金額)(1,000万円) 月払保険料(概算) 男性　851円 女性　599円	死亡保険金額(高度障がい保険金額)(3,500万円) 月払保険料(概算) 男性　2,978円 女性　2,096円	死亡保険金額(高度障がい保険金額)(4,000万円) 月払保険料(概算) 男性　3,404円 女性　2,396円	死亡保険金額(高度障がい保険金額)(5,000万円) 月払保険料(概算) 男性　6,910円 女性　5,425円	死亡保険金額(高度障がい保険金額)(1,000万円) 月払保険料(概算) 男性　4,400円 女性　4,400円
配偶者		死亡保険金額(高度障がい保険金額)(1,000万円) 月払保険料(概算) 男性　851円 女性　599円	死亡保険金額(高度障がい保険金額)(1,000万円) 月払保険料(概算) 男性　851円 女性　599円	死亡保険金額(高度障がい保険金額)(1,500万円) 月払保険料(概算) 男性　2,073円 女性　1,627円	死亡保険金額(高度障がい保険金額)(500万円) 月払保険料(概算) 男性　2,200円 女性　2,200円
こども			死亡保険金額(高度障がい保険金額)(300万円) 月払保険料(確定) 1人あたり　210円	死亡保険金額(高度障がい保険金額)(400万円) 月払保険料(確定) 1人あたり　280円	
保険選びのポイント	保険加入は社会人としての責任	大切な家族を守るために	家族が増えたら保障額も増やそう	責任が重い世代に十分な保障を	こどもの独立に合わせて保障額を見直そう

●上記年齢は保険年齢です。「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
●年齢・性別により保険料は異なります。
●保険期間は1年です。
※こどもについては確定保険料です。

ご契約の概要について（契約概要）　団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

この保険の特徴

●この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
●保険期間１年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
●ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
●保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
●この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者(被保険者)、その遺族を受取人とする保障が一部の会社に付保されています。詳しくは10ページの「保険料会社負担部分について」の項目をご確認ください。

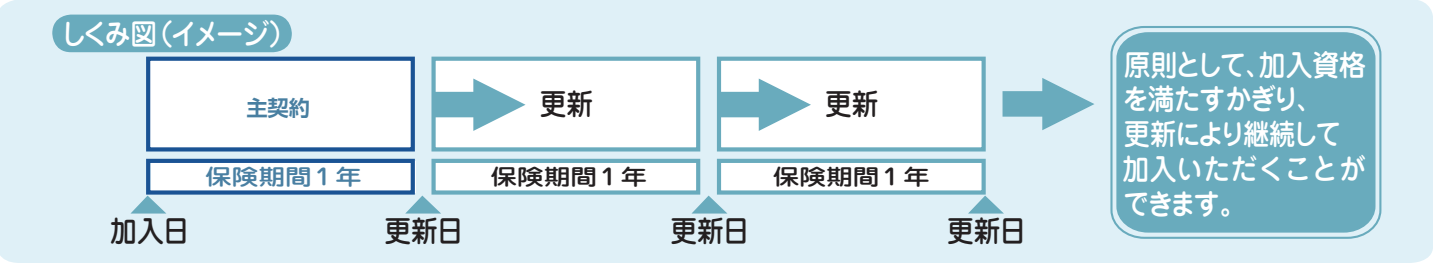

主な保障内容

以下の場合に、保険金をお支払いします。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(＊)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
　死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(＊)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

参照　保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない主な場合」(6ページ)、【制度の詳細とその他取扱い】(8～10ページ)を必ずご確認ください。

保障額と保険料

対象		コース	死亡保険金額（高度障がい保険金額）	性別	月払保険料(概算) 保険年齢 15歳～35歳 H2.4.2生～H23.4.1生	36歳～40歳 S60.4.2生～H2.4.1生	41歳～45歳 S55.4.2生～S60.4.1生	46歳～50歳 S50.4.2生～S55.4.1生	51歳～75歳 S25.4.2生～S50.4.1生
本人		A	8,950万円	男性	7,616円	9,469円	12,368円	17,201円	39,380円
				女性	5,361円	8,099円	9,710円	13,254円	39,380円
		B	8,000万円	男性	6,808円	8,464円	11,056円	15,376円	35,200円
				女性	4,792円	7,240円	8,680円	11,848円	35,200円
		C	7,000万円	男性	5,957円	7,406円	9,674円	13,454円	30,800円
				女性	4,193円	6,335円	7,595円	10,367円	30,800円
		D	6,000万円	男性	5,106円	6,348円	8,292円	11,532円	26,400円
				女性	3,594円	5,430円	6,510円	8,886円	26,400円
		E	5,000万円	男性	4,255円	5,290円	6,910円	9,610円	22,000円
				女性	2,995円	4,525円	5,425円	7,405円	22,000円
		F	4,000万円	男性	3,404円	4,232円	5,528円	7,688円	17,600円
				女性	2,396円	3,620円	4,340円	5,924円	17,600円
		G	3,500万円	男性	2,978円	3,703円	4,837円	6,727円	15,400円
				女性	2,096円	3,167円	3,797円	5,183円	15,400円
	配偶者	H	3,000万円	男性	2,553円	3,174円	4,146円	5,766円	13,200円
				女性	1,797円	2,715円	3,255円	4,443円	13,200円
		I	2,500万円	男性	2,127円	2,645円	3,455円	4,805円	11,000円
				女性	1,497円	2,262円	2,712円	3,702円	11,000円
		J	2,000万円	男性	1,702円	2,116円	2,764円	3,844円	8,800円
				女性	1,198円	1,810円	2,170円	2,962円	8,800円
		K	1,500万円	男性	1,276円	1,587円	2,073円	2,883円	6,600円
				女性	898円	1,357円	1,627円	2,221円	6,600円
		L	1,000万円	男性	851円	1,058円	1,382円	1,922円	4,400円
				女性	599円	905円	1,085円	1,481円	4,400円
		M	500万円	男性	425円	529円	691円	961円	2,200円
				女性	299円	452円	542円	740円	2,200円
		N	300万円	男性	255円	317円	414円	576円	1,320円
				女性	179円	271円	325円	444円	1,320円
こども		O	400万円	保険年齢 3歳～22歳（H15.4.2生～R5.4.1生）	月払保険料（確定）		280円		
		P	300万円				210円		

●当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢○○歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、１年未満の端数は６カ月以下は切捨て、６カ月超は切上げます。(例：１９歳７カ月の被保険者の方の保険年齢は２０歳となります。)

●保険料は毎月の給与から控除します。(第１回目は10月給与から。ただし、書類の不備により給与控除月、効力発生日が遅れる場合があります。)

●《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2025年10月1日)から適用します。
なお、保険料は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、保険料が高くなります。
また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

●《こども》の保険料は１人あたりの確定保険料です。

●配偶者の継続加入は、「年齢70歳6カ月以下の方」のため、年齢71歳～75歳の方の保険料は、本人のみが対象です。

●配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

●記載の保険料は、確定保険料を含め、2025年4月15日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

●上記以外の保険金額で、すでにご加入の方の保険料に関しては、ニッセイ団体保険コールセンターもしくは大和ハウスインシュアランス株式会社へお問合せください。

加入資格

●以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本　人》４～５ページの加入対象者の方で
新規加入・増額は、年齢14歳６カ月超70歳６カ月以下の方。
継続加入(在職中の方のみ)は、年齢75歳６カ月以下の方。

《配偶者》４～５ページの加入対象者の配偶者の方で
新規加入・増額は、年齢満18歳以上65歳６カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳６カ月以下の方。

《こども》４～５ページの加入対象者の扶養するこども(＊)で年齢2歳６カ月超22歳６カ月以下の方。
ただし、加入資格のあるこどもが２名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
(＊)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

ご注意

(1)ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
(2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
(3)配偶者・こどものみで加入することはできません。
(4)配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
(5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。

※本人が退職・転籍出向等で上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

加入対象者（出向者含む）
【大和ハウス工業株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、職員、契約社員、嘱託
【株式会社デザインアーク】 常勤役員、非常勤役員、従業員、嘱託、雇員、契約社員
【大和物流株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、職員、定年後継続雇用者、契約社員、嘱託
【株式会社伸和エージェンシー】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、従業員、契約社員、嘱託
【大和ライフネクスト株式会社】 常勤役員、非常勤役員、社員、嘱託社員、契約社員
【大和ハウスリアルティマネジメント株式会社】 常勤役員、従業員、嘱託、試雇、旧DISパートタイマー（無期）、契約社員
【大和ハウスインシュアランス株式会社】 常勤役員、従業員、嘱託、雇員、契約社員
【ダイワロイヤルゴルフ株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、社員、契約社員、嘱託
【大和ハウスリアルエステート株式会社】 役員、従業員、契約社員、嘱託
【ロイヤルホームセンター株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、顧問、従業員、契約社員（リビングスタッフを除く）、嘱託
【大和ランテック株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、理事、顧問、従業員、嘱託、契約社員
【大和リース株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、従業員、嘱託、契約社員
【グローバルコミュニティ株式会社】 役員、従業員、フルタイムの準職員、契約社員、嘱託
【大和エネルギー株式会社】 常勤役員、執行役員、従業員、嘱託、契約社員
【大和ハウス・アセットマネジメント株式会社】 常勤役員、従業員、嘱託社員、契約社員
【大和ハウスリフォーム株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、職員、契約社員、嘱託社員
【ダイワロイネットホテルズ株式会社】 常勤役員、従業員、嘱託、試雇社員、契約社員
【大和ハウス賃貸リフォーム株式会社】 取締役、監査役、執行役員、従業員、嘱託、契約社員
【大和リビング株式会社】 役員、職員、契約社員、嘱託
【大和ハウスフィナンシャル株式会社】 役員、職員、契約社員、嘱託
【日本住宅ローン株式会社】 役員、職員、契約社員、嘱託
【株式会社フジタ】 役員、職員、契約社員、嘱託
【大和ハウスライフサポート株式会社】 役員、職員、契約社員、嘱託
【大和ハウスプロパティマネジメント株式会社】 役員、職員、契約社員、嘱託
【大和エステート株式会社】 役員、職員、契約社員、嘱託
【株式会社アッカ・インターナショナル】 役員、職員、契約社員、嘱託
【株式会社メディアテック】 役員、職員、契約社員、嘱託

(次ページへ続く)

加入対象者（出向者含む）
【大和コアファクトリー株式会社】 役員、職員
【大和ハウスウッドリフォーム株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、職員、嘱託、契約社員
【大和ハウスパーキング株式会社】 常勤役員、執行役員、正社員、契約社員
【株式会社響灘火力発電所】 常勤役員、非常勤役員、従業員、嘱託
【DBロジテック株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、理事、従業員

保険期間

●保険期間は効力発生日～2026年9月30日までです。以降は毎年10月1日を更新日とし、保険期間１年で更新します。

※原則として、保険期間中の脱退(死亡・退職等を除く)はできません。

受取人

●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。

●配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

配当金

●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。

※脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

●当制度は大和ハウス工業株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2025年2月5日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

≪引受保険会社≫

日本生命保険相互会社(46.1%)(事務幹事会社)
第一生命保険株式会社(13.7%)
住友生命保険相互会社(12.8%)
明治安田生命保険相互会社(12.2%)
大同生命保険株式会社(11.0%)
大樹生命保険株式会社(4.2%)

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

特に注意いただきたい事項について　（注意喚起情報）団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入（＊）のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。
なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（＊）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

●健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入（＊）のお申込みをお断りするものではありません。

●引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

●告知義務に違反された場合は、ご加入（＊）を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

●後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

●引受保険会社がご加入（＊）を承諾した場合、2025年10月1日（加入日（＊））から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）

●引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（＊）を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

●次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

○次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
- 加入日（＊）からその日を含めて１年以内の被保険者の自殺によるとき
- 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

○原因となる傷病が加入日（＊）前に生じている場合

【すべての保険金】

○告知義務違反による解除の場合
○詐欺による取消の場合
○不法取得目的による無効の場合
○保険契約が失効した場合
○重大事由による解除の場合

この保険契約から脱退いただく場合

●本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。

●更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。

●配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。

①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
(例えば、３月２４日に脱退された場合、３月分保険料を払込みいただき、３月３１日が保障終了日となります。)
●退職等の事由により脱退される場合、２年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

制度内容の変更

●大和ハウス工業株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

●引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)
生命保険契約者保護機構
TEL　03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

保険金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、大和ハウス工業株式会社経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに大和ハウス工業株式会社のご相談窓口にご連絡ください。
●保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
●保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ
https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

更に詳しい内容について　(制度の詳細とその他取扱い)

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

保険金のお支払事由

死亡保険金	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
高度障がい保険金	引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(＊１)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(＊２)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。 **ご注意**　なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。 したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(＊１)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(＊２)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

１．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

２．眼の障がい(視力障がい)

(1)視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が０．０２以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

３．言語またはそしゃくの障がい

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

４．上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(＊１)日から起算して１年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。

・保険契約者・被保険者の故意。

・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。

・戦争その他の変乱。(＊２)

(＊１)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(＊２)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(＊１)時以後に生じた場合にかぎります。(原因となる傷病がご加入(＊１)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

したがって、原因となる傷病がご加入(＊１)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入(＊１)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(＊１)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

税務上のお取扱い

〔保険料〕

●主契約およびこども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ
https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/

※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当団体生命保険(団体定期保険)以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体生命保険(団体定期保険)のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

〔保険金〕

●死亡保険金

＜本人＞

相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

＜配偶者・こども＞
本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
●高度障がい保険金
被保険者が受取人の場合、非課税です。
税務の取扱い等について、2025年2月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

個人情報の取扱いに関する大和ハウス工業株式会社と引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、大和ハウス工業株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険料会社負担部分について

当制度は右記の加入対象者の方々の万一の場合に備え、会社が保険料を負担し、右記の加入対象者の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。
また、保険料会社負担部分の加入対象者の個人情報の取扱いは、当パンフレットに記載している個人情報の取扱いのとおりです。

加入対象者（出向者含む） 以下に記載の方で、年齢14歳6カ月超75歳6カ月以下の方。
【大和ハウス工業株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、職員、契約社員、嘱託
【株式会社デザインアーク】 常勤役員、非常勤役員、従業員、嘱託、雇員
【大和物流株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、職員、定年後継続雇用者
【株式会社伸和エージェンシー】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、従業員
【大和ライフネクスト株式会社】 常勤役員、非常勤役員、社員（オフィススタッフ社員） （勤続１年未満の社員は除く）
【大和ハウスリアルティマネジメント株式会社】 常勤役員、従業員、嘱託、試雇、旧DISパートタイマー（無期）
【大和ハウスインシュアランス株式会社】 常勤役員、従業員、嘱託、雇員
【ダイワロイヤルゴルフ株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、社員、契約社員
【大和ハウスリアルエステート株式会社】 従業員
【ロイヤルホームセンター株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、顧問、従業員、 契約社員（リビングスタッフを除く）
【大和ランテック株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、理事、顧問、従業員、嘱託、 契約社員
【大和リース株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、従業員、嘱託、契約社員
【グローバルコミュニティ株式会社】 従業員、フルタイムの準職員
【大和エネルギー株式会社】 常勤役員、執行役員、従業員、嘱託、契約社員
【大和ハウス・アセットマネジメント株式会社】 常勤役員、従業員、嘱託社員
【大和ハウスリフォーム株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、職員、契約社員、嘱託社員
【ダイワロイネットホテルズ株式会社】 常勤役員、従業員、嘱託、試雇社員
【大和ハウス賃貸リフォーム株式会社】 取締役、監査役、執行役員、従業員、嘱託、契約社員
【大和ハウスパーキング株式会社】 常勤役員、執行役員、正社員、契約社員
【DBロジテック株式会社】 常勤役員、非常勤役員、執行役員、理事、従業員

保険金	死亡保険金額・高度障がい保険金額	50万円
保険金受取人	労働基準法施行規則第42条～第45条に規定された被保険者の遺族	

※高度障がい保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。
保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合は、各事業所(所属)人事・総務担当課宛に、7月31日までにお申し出ください。
(注)本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・こどもはご加入になれません。
また、配偶者・こどもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

正しく告知いただくために 団体定期保険

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、 被保険者ご本人がありのままを告知してください。（告知義務）

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。
  この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知いただいたことになりません。

- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面（web申込画面または「申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「web申込画面または『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から１年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。（＊）
- 責任開始日から１年を経過していても、保険金等のお支払事由が１年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。
  （ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）

（＊）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

●新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面（＊）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

（＊）「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

●主たる被保険者（本人）が新規加入・増額する申込者の告知内容（質問事項に対する答え）をとりまとめのうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご入力（記入）ください。

●入力（記入）いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実に相違ないことをご確認のうえ、お申込みください。

●web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

◎web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限＊１を受けていますか。（配偶者・こどもの場合、申込日から過去３カ月以内に、医師の治療・投薬＊２を受けたことがありますか。）

2. 申込日から過去１年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して２週間以上の入院をしたことがありますか。

3. 申込日から過去１年以内に、病気やけがで２週間以上にわたり＊３、医師の治療・投薬＊２を受けたことがありますか。

補足説明

＊１「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。

＊２「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
（注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。

＊３「２週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が２週間以上の場合をいいます。
たとえば、受診は２日でも、その間が２週間以上の場合や、合計２週間分以上の投薬を受けた場合は、「２週間以上」となります。

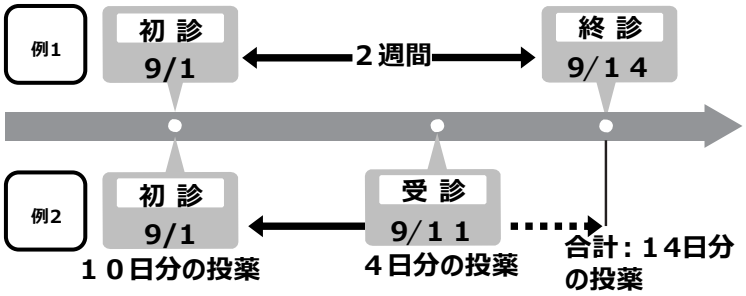

（注１） 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・妊娠（正常）による入院

（注２）「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。
「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。
（「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印（告知印）」を押印のうえ、ご提出ください。）

（注３）新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が１カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日（告知日）現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

●web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力（記入）の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

●web申込画面または「申込書兼告知書」を入力（提出）された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。
ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

「申込書兼告知書」記入要領

○ご加入内容に変更のない方はご提出不要です。
○ご記入にあたって、まずは「黒ボールペン」「ご印鑑」をご用意ください。
○この記入要領を参考に、「申込書兼告知書」に必要事項をもれなくご記入のうえ、押印してください。
○新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の質問事項をご確認ください。
本人(主たる被保険者)が新規加入・増額申込者の告知をとりまとめのうえ、告知欄の１または２に〇印をご記入ください。
質問事項に対する答えが「はい」となる方や質問事項に対する答えに迷われる方がいらっしゃる場合は、２に〇を付け、該当者の氏名をご記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」をご提出ください。

1 ニッセイ用
No.

申 込 書 兼 告 知 書

日本生命保険相互会社　行

会社コード	所属コード	被保険者番号	① 申込日(告知日) 年 月 日	申込締切日 年 月 日	効力発生日 年 月 日
12345	123456789012345	7654321 0	令和 7 7 29	令和 7 7 31	令和 7 10 1

家族区分		② 被保険者氏名(カタカナでご記入ください) セイ メイ	性別	③ 生年月日 年号 年 月 日	④ 申込保険金額(万円)	⑤ 申込印(告知印)
本人(主たる被保険者)	0	ダイワ タロウ	1男性 2女性	4昭和 4平成 5令和 5 7 7 4	4000	本人
				現在の加入保険金額		
配偶者	1	ダイワ ハナコ	1男性 2女性	4昭和 4平成 5令和 5 9 1 1 5	1000	本人
				現在の加入保険金額		
こども	2	ダイワ イチロウ	1男性 2女性	4平成 5令和 2 3 6 1 8	400	本人
				現在の加入保険金額		
			1男性 2女性	4平成 5令和		印
				現在の加入保険金額		
			1男性 2女性	4平成 5令和		印
				現在の加入保険金額		

⑥	氏名(カタカナでご記入ください)	続柄コード	人数
本人の死亡保険金受取人	ダイワ　ハナコ	1	1
配偶者の死亡保険金受取人	シュタルヒホケンシャ	1	1

告知欄		
新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および**裏面の質問事項**を確認のうえ告知します。		＊主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめのうえ、以下の１または２に〇印を記入ください。
	①	新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。
	②	質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。
		【「はい」の答えがある申込者氏名（カタカナでご記入ください。）】

（幹事会社）日本生命保険相互会社

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

◆記入チェックリスト◆

項目	チェック項目	チェック欄
①	この「申込書兼告知書」を記入した日をご記入ください。	
②	氏名はすべてカタカナでご記入ください。 配偶者・こども申込みされる場合、ご記入ください。 加入資格のあるこどもは全員同額でご加入ください。	
③	性別・生年月日をご記入ください。	
④	今回申込みされる保険金額を、パンフレット【契約概要】「保障額と保険料」を参照し保障額をご記入ください。配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。すでに加入されている方で記入がない場合は、同額で継続加入とみなします。脱退のお申し出をされる場合は、「０」とご記入のうえ、押印が必要です。	
⑤	申込みされる場合は、必ず申込印を押印してください。	
⑥	新規加入の場合は、本人の死亡保険金受取人の氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。 続柄コードは「申込書兼告知書」裏面を参照のうえ、数字でご記入ください。 すでに加入されている方が死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)	
注	内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。	

Memo

[お申込み手続き]

	専用webサイトでのお手続き対象の方	「申込書兼告知書」でのお手続き対象の方
新規に加入される方	専用webサイトでお手続きください。本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。	「申込書兼告知書」を大和ハウスインシュアランス株式会社　営業統括部　職域グループへご提出ください。 また、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。
すでに加入されている方	死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(専用webサイトでの受取人変更のお取扱いはできません。) この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。	死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。 (「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。) この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方	専用webサイトでお手続きください。	「申込書兼告知書」を大和ハウスインシュアランス株式会社　営業統括部　職域グループへご提出ください。
内容に変更のない方	従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。	従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。
ご注意	―	「申込書兼告知書」に必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

ご相談窓口等

募集期間後のご照会・苦情につきましては、右記の団体窓口までお問合せください。	＜団体お問合せ先＞ 大和ハウスインシュアランス株式会社 TEL　06-6944-0845 【受付時間　月曜日～金曜日　10：00～17：00(祝日・年末年始を除く。)】
募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、右記の日本生命窓口までご連絡ください。	＜日本生命お問合せ先＞ 日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 TEL　0120-123-840 (通話料無料) ※お問合せの際には、記号証券番号(931－1049)をお知らせください。 【受付時間　月曜日～金曜日　9：00～17：00(祝日・12/31～1/3を除く。)】

[指定紛争解決機関]

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・ＦＡＸは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参照	●「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。

【「障がい」の表記】当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

日本－団－2025－454－10221－M(R7.4.16)